

輸送の安全にかかわる情報の公表

平成31年 1月
緑風観光株式会社

I、運輸安全マネジメントに関する公表

当社は、平成18年10月の運輸安全マネジメント導入により、旅客自動車運輸規則第2条の2の規定に基づく運輸安全マネジメントにかかわる情報を公表します。

1、輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全の確保が事業経営の根幹である。

Plan-Do-Check-Actの手法で、安全の確保を一步ずつ確かなものにして行く企業運営を目指します。

2、輸送の安全に関する目標およびその達成状況

期間：平成29年度（平成28年10月1日～平成29年9月30日）

平成30年度（平成29年10月1日～平成30年9月30日）

(1) 平成30年度目標とその達成状況

“目標”

コアステーション（営業所）や追手門学院バスターミナル、藍野営業所管轄の摂津富田バスターミナルは狭隘で、特に両バスターミナルでは短時間で乗降旅客扱いを行うので焦りが原因で接触事故等が多発しております。

平成30年度は前年度比50%削減（前年度7件＝コアステーション内1件、追手門BT3件、摂津富田BT3件）し、4件と致しました。

“達成状況”

本年度6件、内コアステーション内2件、追手門学院BT3件、摂津富田BT内1件が発生しました。

前年度に比し、摂津富田BTでの事故は1件で2件減少しましたが、コアステーション内2件で1件増加し、追手門学院BTは昨年と同件数で3件、合計6件となり昨年より1件減少しましたが、目標は達成出来ませんでした。

（減少率：14，3%）

(2) 平成31年度目標

コアステーション（営業所）内、藍野営業所や追手門学院内の事故の削減を

合計前年度比50%（3件）減少を目標としました。

平成30年度は、目標未達成であった為。

3、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

（期間：平成29年10月1日～平成30年9月30日まで）

発生件数なし。

4、安全管理規定

輸送の安全・安心を確保するため「安全管理規定」を定めております。

別途、ホームページにアップしております。

5、輸送の安全のために講じた措置および講じようとする措置

ドライブレコーダーの装着、ヒヤリ・ハット情報の実施、

6、輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

i) 情報の連絡体制

・事故審議会において伝達する。

・事務所内に掲示する。

ii) 緊急連絡組織図

別紙資料

7、輸送の安全に関する教育および研修の実施状況

・事故審議会（年4回）

・交通安全講習会（年2回）

・冬季タイヤチェーン脱着講習会（年1回）

・「安全運転実践目標」を各事業場に掲示（毎月）

・社外での安全運転講習会に参加する。（春と秋の全国交通安全運動中）

8、輸送の安全に係る内部監査の結果ならびに、それに基づき講じた措置および講

じようとする措置

内部監査は、平成30年2月22日に実施しました。

監査執行者は、取締役会において、社内の総務・業務・営業等には直接携わっておらず、知識豊富な山川相談役と戎相談役をお願いすることを社長が了解し、監査が実施された。

監査内容、運輸安全マネジメントには、次のことが義務付けされており、

- i) 安全方針および安全目標の策定 (P)
- ii) 安全管理 (D)
- iii) 安全管理の取り組み状況の点検 (C・A)

を継続的に繰り返すことによって、安全輸送のレベルアップを図ることが大切であるとの報告があった。

9、第22条の2項第4号に規定する安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者

代表取締役社長 若原 康正

II、処分の内容・講じた措置の公表

当社は、平成29年度、30年度中に行政処分を受けたことはありません。

以上